

第2章 県土づくりのめざす方向

1. 基本理念

「^{いのち}生命」を^{つむ}紡ぐ県土づくり

大分県がもつ豊かな風土や恵みを、住んでいる人々や訪れた人々が実感し、その素晴らしさを、誇りをもって次世代に継承していくことが大切です。

社会資本の整備は、その重要な役割を担っており、社会経済活動の基盤として県民生活を支えることはもとより、将来にわたって発展していくための活力源でもあります。

「十年経てば景観になり、百年経てば風景になり、千年経てば風土になる(「風土工学」: 竹林征三著より)」という言葉が示すように、技術が生み出す価値は未来への種であり、それを芽吹かせ、育てることが、社会資本整備がもつ本当の役割です。

過去、現在、未来にわたって、それぞれの社会資本がその使命を果たし、世代を超えて

- ・造った人、関わった人の想い(生命)がこもり、
- ・利用する人々の安全・安心(生命)が守られ、
- ・次世代の人々(新しい生命)がその価値を^{たた}讃えるような

“「生命」を紡ぐ県土づくり”を進めることを基本理念とします。

2 . 基本指針

誰からも「良いものができた。便利になった。」と言われるためには、常日頃から、県民の視点に立ち、県民の声を聴き、求められているもの、急を要するものをしっかりと捉えていかなければなりません。

“「生命」を紡ぐ県土づくり”という基本理念のもと、百年の大計に立った県土づくりを進めていくため、その時々時代の風と潮流を読み、時代の要請と県民の期待に応えていくことが肝要です。

そこで、県土づくりにあたって、いつも意識しておきたい4つの視点を“県土づくりの基本指針”として掲げ、構想、計画、実施の各段階において実行していきます。

県土づくりの基本指針

1 . 自然環境との調和と循環型社会への対応

地球温暖化の懸念や世界規模での異常気象の発生などに起因して、自然環境に対する配慮が年々重要になっています。次の世代へ良好な環境を引き継いでいくため、県土づくりにおいても可能な限り自然環境へ及ぼす影響を最小限に止めなければなりません。

環境影響評価の実施などにより環境に配慮するとともに、建設廃材の再利用や再資源化など建設リサイクルの推進に努めます。

2 . 効率的・効果的な整備の推進

これからの県土づくりは、構想段階から緊密な地域との協働を進め、必要かつ緊急を要する施策への重点化を図るとともに、各段階での厳正な事業評価を行うことが重要です。また、実施にあたっては積極的なコスト縮減に努める一方、品質の確保を図っていかなければなりません。

このような社会と時代の要請に応え、県民と一体となった取り組みにより、効率的・効果的な県土づくりに努めます。

3 . 施設の適切な維持管理と長寿命化

大分県では約 3,260km の道路（国・県道）を管理しています。道路だけでなく、ダムや河川、港湾などのさまざまな公共施設も管理していますが、これらの施設は、補修や改修をくり返しながら、できるだけ長く良好に維持管理していかなければなりません。

施設の点検台帳を整備し、更新時期の平準化、ライフサイクルコストの縮減など適切な維持管理と長寿命化に向けた取り組みに努めます。

4 . 危機管理体制の充実と総合的な防災対策

県下には土砂災害危険箇所が約 2 万ヵ所あります。しかし、まだ多くの未整備ヵ所が残されており、安心して暮らせる大分県にしていくためには、危険箇所の早急な整備とともに、平常時からの危機管理体制の充実を図っていかなければなりません。

平常時からの危機管理意識の醸成と、非常時における迅速な対応、被災した施設の早期復旧に努めます。

3. 3つの戦略

これまでも県民生活の向上・発展に向けて、いろいろな県土づくりに取り組んできました。その結果、県内60分構想の達成やビッグアイでのワールド・カップ開催など、次世代にも誇れる県土づくりの成果が生まれました。

その成果をさらに伸ばし、住む人、訪れる人が、「住んでいて良かった。来てみて良かった。」と思えるような大分の県土づくりを進めます。

そのため、これまでの成果を明らかにしたうえで、基本理念、基本指針に即した今後の県土づくりを進めるため、次の3つの戦略を掲げ取り組みます。

安心して生活できる県土づくり

- 土砂災害の防止
- 浸水被害の防止
- 地震災害への備え
- 交通安全
- 水資源の確保

交通ネットワークの充実

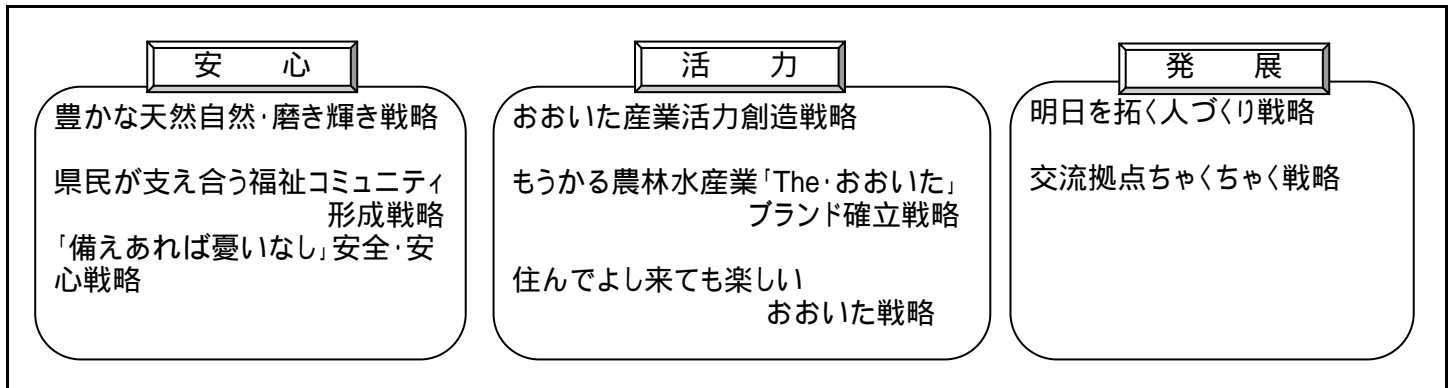
- 道路ネットワークの充実
- 海上輸送拠点の充実

快適な生活環境の創造

- 快適な都市空間の形成
- 生活排水処理の向上
- 渋滞・騒音の軽減
- 住宅環境の向上

施策体系

大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」 重点戦略



土木建築部長期計画（仮称）（案）

【基本理念】

「生命」を紡ぐ県土づくり

「十年経てば景観になり、百年経てば風景になり、千年経てば風土になる」（「風土工学」富士常葉大学：竹林征三）という言葉が表すように、技術が生み出す価値は未来への種であり、世代を超えて、「関わった人・造った人の生命（想い）が籠もり、利用する人々の生命（安全・安心）が守られ、新しい生命（次世代の人々）がその価値を讃える」ような“生命を紡ぐ県土づくり”を進める。

【県土づくりの基本指針】

自然環境との調和と循環型社会への対応

効率的・効果的な社会資本整備の推進

施設の適切な維持管理と長寿命化

危機管理体制の充実と総合的な防災対策の推進

【県土づくりの3つの戦略】

（1）安心して生活できる県土づくり

土砂災害の防止（生命や財産を守るために）

浸水被害の防止（台風や集中豪雨に負けない地域をめざして）

地震災害への備え（突然の発生に備えて）

交通安全（安心して利用できる道をめざして）

水資源の確保（安定して利用できる水資源の確保をめざして）

（2）交通ネットワークの充実

道路ネットワークの充実（より快適に、より便利に、より確実に）

海上輸送拠点の充実（産業経済を支え、地域の発展をめざして）

（3）快適な生活環境の創造

快適な都市空間の形成（住みよい緑豊かな都市空間をめざして）

生活排水処理の向上（子どもたちが遊べるきれいな海や川をめざして）

渋滞・騒音の軽減（イライラのない交通環境をめざして）

住宅環境の向上（すべての人にやさしい安全・安心で快適な住宅をめざして）

「住んでいて良かった。来てみて良かった。」と思えるような「おおいたの県土づくり」を進めます。

